

コンプライアンス体制

基本的な考え方

複合金融グループとしての公共的使命と社会的責任を果たすべく、コンプライアンス・リスク管理の強化を経営の最重要課題のひとつとして位置付けています。

真に優良なグローバル企業集団の確立を目指し、より一層その徹底に努めていきます。

コンプライアンス管理

グループ・グローバルベースでの業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、コンプライアンスに関して、適切な指示・指導、モニタリングを行える体制の整備に努めるとともに、不正行為の防止、早期発見・是正のための予防策を講じています。グループCCOを委員長とするコンプライアンス委員会において、SMBCグループ内の各種業務に関し、広く検討・審議しています。SMBCグループでは、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画を策定し、各社ごとの体制整備を進めています。また、グループベースでは、グループ各社よりコンプライアンスにかかる協

SMBCグループのコンプライアンス体制



議・報告を受け、グローバルベースでは海外拠点のコンプライアンス体制の管理を一元的に行い、助言・指導等を行うことで、グループ・グローバル全体でのコンプライアンス確保に努めています。

健全なリスクテイクと適切なリスク管理の実現に向けて

企業が社会と共生し、持続的に発展していくためには、健全なリスクテイク(業務推進)と同時に、コンプライアンスの確保を含めた適切なリスク管理が不可欠です。SMBCグループでは、リスクテイクとリスク管理の両輪を意識した具体的な行動に移すため、「コンプライアンス及びリスクに関する行動原則」を定めており、社員一人ひとりによる本行動原則の実践を通じて、持続的な事業成長および企業価値・社会的価値の向上につなげていきます。

アンチ・マネー・ローンダリング(AML)・テロ資金供与防止(CFT)・経済制裁への取組

マネー・ローンダリング、テロ資金供与の防止・各国の経済制裁関連規制の遵守を経営上の重要課題と認識し、SMBC

グループおよびその役職員等が、マネー・ローンダリング等に関与、巻き込まれることを防止するとともに、各国の経済制裁関連規制に適切に対応するよう努めます。このため、国際連合やFATF^{*1}等の国際機関、本邦法令、OFAC^{*2}規制を含む各要請等に基づき、マネー・ローンダリング等の防止に向け、グループ各社で体制を整備しています。

^{*1} Financial Action Task Force(金融活動作業部会)

^{*2} Office of Foreign Assets Control(米国財務省外国資産管理室)

反社会的勢力との関係遮断

「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、グループ一体で反社会的勢力との関係遮断体制を整備しています。具体的には、反社会的勢力との取引の未然防止に努めるほか、取引約款等に暴力団排除条項を導入し、取引開始後に相手方が反社会的勢力であると判明した場合には、外部専門機関と連携し、適切に対応しています。



コンプライアンス体制の詳細は、当社Webサイトをご参照ください。
<https://www.smfg.co.jp/company/organization/compliance.html>